

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月25日(水) 午後1時30分から午後4時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4-1号 農業振興地域整備計画の変更について(農用地区域からの除外)
議案第4-2号 農業振興地域整備計画の変更について(農用地区域への編入)

5. 農地利用最適化推進委員 12名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁
事務局次長 野口武士
農政課係長 大塚理恵子(書記)
農政課 深野康一

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、1月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	8番 大貫勇一委員、9番 木村俊之委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号4号では、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約
	700mの範囲に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張
	で問題ないと思われま
	す。受付番号5号では、譲渡人は耕作が難
	しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の
	自宅から、約1kmの範囲に位置しております。申請の事由は、農業
経営の拡張で問題ないと思われま	
す。	
そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がない	
と思われま	
す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えま	
す。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
10番	受付番号4号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地
	は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用
	したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を
	かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを
	履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
以上でありますので、ご審議のほど宜しくをお願いします。	

10番	受付番号5号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
推進委員	売買金額はいくらですか。
事務局	4号は、1反当たり10万円、5号は、1反当たり11万円となっております。
	（発言なし）
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号6号では、敷地を拡張して住宅を設けるものです。住宅の建替えにあたり、敷地の調査をしたところ、接道がないことが判明しました。そのため、住宅敷の拡張として申請するものです。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷の拡張であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、許可相当になるものと思われ

	ます。
	また、農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
8 番	受付番号6号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、母屋が老朽化したため、新築建替えを計画いたしました。
	建替えにあたり、敷地の調査をしたところ、現況接道がないことが判明いたしました。そこで、国道122号線を接道とするためには、
	今回の申請地を農地転用し、住宅敷地とする必要があります。国道122号線は、都市計画道路として拡幅計画があり、隣地が道路となる予定です。宅地と申請地を併せても500㎡以下となりますので、申請地すべての農地転用申請をいたします。審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願ひます。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願ひます。
	（挙手全員）
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第3号)	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。ただし、受付番号17号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、「
	委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。7号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、自

宅内において介護事業を営み、生活しております。自分達の生活スペースは2階の一部しかなく、現在の住まいを全て介護事業所とし、自分の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、現在の自宅にも近く、現在の生活環境がなるべく変わらないことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。8号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートで妻と母の3人で暮らしています。今のアパートでは手狭となり、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、近くに須影小学校や大型ショッピングモール、また南羽生駅にも近く、とても住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま
す。9号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市外のアパートで生活しております。子供も大きくなり、現在の住まいが手狭になってきたため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、妻の実家にも近く商業施設などもあり、とても住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。10号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市内のアパートで生活しております。将来を思い、自分の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、実家にも近く、市街化区域に近接した場所で、新郷駅やスーパーもあり、住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、新郷駅から500m以内にある地域内の農地で「第2種農地」と判断しました。11号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、実家で母親と生活しております。将来を思い、自分の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、実家にも近く、市街化区域に近接した場所で、新郷駅やスーパーもあり、住環境の整った場所であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、新郷駅から500m以内にある地域内の農地で「第2種農地」と判断しました。12号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、市外で両親と暮らしています。実家から独立し、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、周辺には小学校や商業施設も近くにあり、とても住環境の整った場所であることか

ら、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、許可相当になるものと思われます。13号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市内のアパートで家族4人で暮らしています。子供が大きくなり、今のアパートでは手狭となり、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、市街化区域に近接し、現在の生活環境がなるべく変わらないことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、許可相当になるものと思われます。14号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市内のアパートで家族3人で暮らしています。これから家族が増えるため今のアパートでは手狭となり、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、周辺には井泉小学校や市役所があるなど、住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、許可相当になるものと思われます。15号では、駐車場を設けるものです。譲受人は、加須市に本社を置き、主に鉄スクラップの解体・卸売事業を行っている法人です。事業の主力を再生プラスチック事業へ展開するにあたり、市内の倉庫の処分や市外の工場を整理し、今後、本社を北袋の倉庫へ移転し、事業の充実を図るものです。これにより、取引先からの受注が増えるため、建設重機や大型車両の駐車スペースが不足します。申請農地は、本社の北袋倉庫までの大型車のアクセスがよく、今回、駐車場敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。16号では、敷地を拡張して倉庫を設けるものです。譲受人は、先ほどの15号と同じ法人です。事業の主力を再生プラスチック事業へ展開するにあたり、交通の利便性及び業務の効率化に伴い、事業の充実を図るものです。申請農地は、既存倉庫に隣接しており、新規取引先等の受注に対応するため、新たな倉庫が必要となり、今回倉庫敷の拡張として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。17号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、大阪府大阪市に事務所を置き、太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。な

	<p>お、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。</p> <p>農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。18号では、一時転用として農地改良を行うものです。譲受人は、川口市に事務所を置き、主に土木工事業を行っている法人です。申請農地は、水はけが悪く、耕作がかなり難しい農地となっております。農地改良後は、加須市の認定農家の方が、小麦の作付けを予定しています。</p> <p>申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。原則として不許可相当ではありますが、例外として申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われまます。</p> <p>また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1 番	<p>受付番号7号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、申請地に専用住宅を建築したく農地法第5条許可申請、並びに法29条開発許可を申請致します。私たち家族が所有する建物は申請地近隣の土地上に2棟あります。所有する土地はすべてその2棟の敷地となっております。その内、1棟は未登記ではありますが、共に介護事業を営む息子が所有として固定資産名寄帳に記載され、昭和36年に建築してあった建物に増築を重ね現在2階部分は老朽化のため、使用していませんが、主に1階部分を小学校支援級として子供に開放して学習の場とし、生涯学習の場として周辺地域の皆さんに活用いただき、時折事業所の会議、打合せ等に利用しております。</p> <p>また隣地に存する建物は、私たちが居住し、一部を介護事業のデイサービス施設に使用して参りましたが、現在では2階の一部にしか生活スペースはなく、プライベートな空間は全くなくなりました。そこで病に倒れ現在も後遺症を抱えた夫を余裕ある優しい環境で生活させてあげたいと考え、全て事業に明け渡した上で平屋建住宅を建築しようと決意いたしました。私たちには新しく建築する土地も、生活できる建物もないため、常日頃から気になっていた申請地の所有者に相談したところ、今までの事業を理解して頂けていたため、快く譲っていただけることになりました。当該地は事業</p>

	<p>地にも近接し、急な用事にも対応でき、前面道路も整備されたにも関わらず閑でに当たりや風通しも良く住環境においても最適だと思います。許可後は申請通り生活していきますので、諸事情をご考慮頂きご許可くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
8 番	<p>受付番号8号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は申請地に専用住宅を建築したく農地法第5条許可申請および都市計画法29条開発許可の申請をいたします。現在、妻と私の母の3人で加須市に於いてアパートで生活しております。家賃を考えると不経済であり、また荷物も増え、だんだん手狭になり、将来家族が増えることを考えると今のうちに安心して生活していける住宅を建築したいと考えました。私たちには建築できる土地も建物も所有がないため、居住地である加須市や私たちの仕事場のある羽生市を重点的に探して参りましたが中々見つかりませんでした。そこで申請地を紹介された際、勤め先にも近くなり、駅や小学校・幼稚園また大型ショッピングセンターも近く、これ以上の場所はないと実感いたしました。どうかご高配を賜り、ご許可くださいますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9 番	<p>受付番号9号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私たちは、現在家族4人でアパート暮らしをしています。しかし、私たちや子供達の成長の後を考慮しますと、早めに独立した戸建ての住宅を構えたく考えるに至りました。また、縁あって妻の実家近くである本件申請地を購入することができ、住宅の建築計画を進めることができるようになりました。つきましては、各種手続きに当たり、本許可申請を行う次第です。以上、私共の意をおくみ頂き、またご配慮をたまわりますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
11 番	<p>受付番号10号について調査報告いたします。</p>

	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在アパートで生活しており、将来自宅を新築したいと考えていました。このたび、母が居住する実家に近い土地を買い入れて自宅を新築したく申請します。新郷駅、ドラッグストア、コンビニエンスストアにも近く生活に便利であることと実家にも近く安心して暮らせるため申請地を選定しました。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11番	受付番号11号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在実家で母と生活しており、将来自宅を新築したいと考えていました。このたび、現在の居住地に近い土地を買い入れて自宅を新築したく申請します。新郷駅、ドラッグストア、コンビニエンスストアにも近く生活に便利であることと実家にも近く安心して暮らせるため申請地を選定しました。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11番	受付番号12号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は、現在加須市の私の両親と家族で同居しています。そろそろ、独立して私の家族の家を建てたいと思い土地を探していたところ、今回の物件を紹介され検討した結果、子供の小学校も近く、ショッピングモールも近くにあり生活環境に申し分のない場所で、私の実家に国道122号線で行けるものでよいと考えました。周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、このたびの申請となりました。何卒、よろしく申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
2番	受付番号13号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）

	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、建築可能な土地・建物がなく現住所に妻と子供2人の4人で住んでいます。子供が大きくなり、現在の住居が手狭になったので専用住宅を建設することを決めました。現在の生活環境がなるべく変わらないよう住居近辺の市街化区域で土地を探しましたが見つからず、範囲を市街化調整区域に広げ探したところ本申請地を見つけ申請に及ぶものです。なお、本申請地は市街化区域に近くまた、近隣に住宅も多く将来何かと便利な場所ですので何卒ご許可下さいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9番	<p>受付番号14号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、現在羽生市内の賃貸住宅に夫婦2人と子供と3人で暮らしております。このたび2人目の子供ができたことがわかり、家族が増えるこの賃貸住宅では手狭なため、もう少し大きな家に住み替えたく、一戸建てを新築することに致しました。今回の申請地は希望条件に合致しているため、新築の許可を頂きたくお願いした次第でございます。私は長男であり、将来田舎の両親を呼んで一緒に住むことが決まっており、リフォーム増築できるような広い土地が必要なこと。娘が呼吸器系に障害があり長距離歩けないため、小学校まで歩いて1, 2分程の至近距離であること。羽生の小学校は近く合併することが決まっており、井泉小学校の近くであること。私の職場からもすぐに行ける距離であること。両親を呼んだ時、共働きであるため、歩いて行ける距離に老人ホームがあればありがたいと思っていた。妻が神経質で睡眠障害があるため、物音があると眠れないため、線路や幹線道路が近くにない場所であること。妻が植物を育てることに興味があり、家庭菜園を作ってあげたいことや家族でBBQをすることが夢であり、広い庭が欲しかったこと。今回の申請地は、現況更地で建築可能な土地であり、都市計画法34条11号区域ですので、開発許可も同時に行います。なお、申請地以外に建築可能な土地、建物は所有しておりません。以上の理由から農地法第5条の許可申請を行います。</p>

	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
7番	受付番号15号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は平成19年1月に加須市において創業し、一般貨物運送業、再生資源の卸売り等を主な業務とし行って参りました。平成30年には既存敷地が手狭となったため加須市内で本店を移転し、各種業務を従業員とともに行っております。主要な取引先は、
	等と取引きさせて戴き、
	再生工場へ搬入前の一時保管の倉庫敷地として羽生市内に倉庫・事務所を建築して現在利用しております。当社の主力事業は鉄スクラップの解体・卸売事業であります。当該事業は相場・経済状況により価格の浮き沈みが激しく安定した収入源の確保が必要なため、比較的価格の浮き沈みの少ない再生プラスチック事業を当社の主力事業とすることで持続的な成長を成し遂げられると考えております。
	取引先である において「資源環境システム」を構築し、廃棄・汚染・不法投棄ゼロを目指した各種戦略対策を実施していることから、関東北部エリアにおいてリサイクル処理可能量の増大が課題になっていることを伺い、弊社の取組と合致しました。
	の取組と弊社の取組が合致したことから、現在、
	より受入れを行っている資材が約1.5倍に増量していただけることになりました。また、再生プラスチック事業を当社の主力事業としていることから、本社機能を加須市より 倉庫に移転を行い、また、交通の利便性及び業務の効率化に伴い、 倉庫を閉鎖し 倉庫に集約することとしましたが、既存の施設では手狭のため敷地の拡張を行い倉庫の増築を計画した上で、所有する大型車両車並びに重機・資材の置場としての車両基地が早期に必要であると判断したからであります。弊社は、一般貨物運送事業許可も取得しており、 倉庫を閉鎖することにより、 倉庫に一般貨物運送事業許可を移動し、当該物件に「一般貨物運送事業の駐車場」で登録する予定であります。現在、大型トラック32台・乗用車18台を所有しておりますが、本計画では拡張申請予定の 倉庫に大型車10台を駐車できるスペースを確保した上で、当該物件にその他の大型車両22台・重機・資材置場（アームロール用コンテナ小～大40基前後）の置場を確保します。申請地は、閉鎖する「 倉庫」駐車場スペース（約2000㎡）借地返却に伴う「加須工場」の駐車スペース

	<p>ス（約3000㎡）の代替えに加え、従業員駐車場・主要取引先からの受け入れ増量に伴う資材置場の確保が羽生に拠点を移す以上、多角敵に最適且つ必要であると判断したからであります。今後、拠点となる 倉庫から約2.7km以内の距離に位置し、東北自動車道「羽生インター」からも約4.9km。 倉庫・羽生インターに行き来するとしても事故率の高い狭小道路ではなく、最低でも幅員10m以上の公道を利用できること、現在の車両を十分に駐車できる7001㎡というまとまった土地であること。地権者の皆様にもご理解頂き、ご賛同いただいていることが選定の理由であります。以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
7番	<p>受付番号16号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は平成19年1月に加須市において創業し、一般貨物運送業、再生資源の卸売り等を主な業務とし行って参りました。平成30年には既存敷地が手狭となったため、加須市内で本店を移転し各種業務を従業員とともに行っております。主要な取引先は、 等と取引きさせて戴き、再生工場へ搬入前の一時保管の倉庫敷地として羽生市内に倉庫・事務所を建築して現在利用しております。当社の主力事業は鉄スクラップの解体・卸売事業であります。当該事業は相場・経済状況により価格の浮き沈みが激しく安定した収入源の確保が必要なため、比較的価格の浮き沈みの少ない再生プラスチック事業を当社の主力事業とすることで持続的な成長を成し遂げられると考えております。</p> <p>取引先である において「資源環境システム」を構築し、廃棄・汚染・不法投棄ゼロを目指した各種戦略対策を実施していることから、関東北部エリアにおいてリサイクル処理可能量の増大が課題になっていることを伺い、弊社の取組と合致しました。</p> <p>の取組と弊社の取組が合致したことから、現在、フィルムより受入れを行っている資材が約1.5倍に増量していただけることになりました。また、再生プラスチック事業を当社の主力事業としていることから、本社機能を加須市より 倉庫に移転を行い、また、交通の利便性及び業務の効率化に伴い、 倉庫を閉鎖し 倉庫に集約することとしましたが、既存の施設では手狭のため敷地の拡張を行い倉庫の増築を計画した次第です。現在の倉庫利用状況としては主に 古河工場・新田工場・羽村工</p>

	<p>場・日野工場からの年間約2,400,000 k gの資材の受入れを 倉庫で行い、 倉庫では、 より埼玉地区、福島地区、城東地区、水戸地区より複合機の受入れを行い、年間約2,745,000 k g 保管している状況です。 倉庫は東北自動車道羽生インターチェンジの近隣で交通の便に優れており、事業の効率化を検討したところ、羽生市 の倉庫を閉鎖し売却を行い、 倉庫で受け入れていた日野自動車の資材も 倉庫に保管することとし、また、本社駐車場の機能も羽生市 に移転を予定していることから拡張を行うことを計画いたしました。また、より、複合機の受入れを既存地区の他に厚木地区、群馬地区、宇都宮地区から受入れを行うことにより保管容量が約3,685,000 k gに増量することになります。なお、増築を予定しています倉庫につきましても、産業廃棄物の処理業務を行うものではありませんのでご報告させていただきます。弊社は、一般貨物運送事業許可も取得しており、 倉庫を閉鎖することにより、一般貨物運送事業許可を 倉庫に許可事務所を変更し、駐車場の移転を予定しています。現在、大型トラック32台・乗用車18台を所有しており、 倉庫に大型車10台を駐車できるスペースを確保し、新たな駐車場・資材置場として取得予定であります。 倉庫から3 k m以内と近いので一般貨物運送事業の駐車場で登録予定です。 倉庫保管のための運送車両事業の駐車場で登録予定です。 倉庫保管のための運送車両台数は、10 t ウイング車に約4.5 t の積載を行い1日あたり約5台、ピーク時で最大8台の配送を行います。1日あたりの配送台数も少ないため周辺道路状況への影響はないと考えています。このたびの計画で、 倉庫に勤務していた従業員5名・ 倉庫従業員10名及び本社移転にて伴う本社従業員が15名になりますので、合計30名の従業員が 倉庫で業務を行うことになり、普通車駐車場につきましても増大が必要になります。倉庫増築に伴う計画地の選定について、既存敷地は市街化調整区域であり、西側の敷地で計画を行うことは難しく、北側は主要地方道羽生栗橋線があり、南側敷地は他社にて利用している状況です。そのため、既存敷地の隣接地であれば、一帯で利用でき、また、地権者からの同意を得られたため事業地として計画いたしました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
6 番	<p>受付番号17号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>譲受人は、事業目的として再生可能エネルギー発電事業及びそれに付随する土地管理を行っている法人です。CO2排出量削減という社会的な強い要請に応えるためにも積極的に再生可能エネルギー発電施設の拡充に努めております。損益シミュレーションの結果より事業としても採算性があると判断し、申請に至ったところであります。</p> <p>土地の選定理由は、太陽光発電事業も買取価格が下がり、事業投資費用面から農地を活用しないと事業が成立しない状況にあります。</p> <p>他に太陽光発電施設用地の条件として、目安は面積が1000㎡程度で周囲に高い建物が無いことというのがありますが、今回の申請地は㎡であり、パネル配置図にあるように周囲とのスペースも十分に確保し、パネルが並べられます。また、周囲環境や立地条件等から日当たりも良く、太陽光発電に適した土地であり、損益シミュレーションの結果よりも採算性があると判断いたしました。何卒ご理解の上、許可賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
5番	<p>受付番号18号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私、株式会社 が、土地所有者から依頼されて、次の農地、申請地の農地改良工事を予定しておりますので、下記の事項について誠意をもって対応することを、実印の押印及び印鑑証明書の添付をもって誓約いたします。</p> <p>なお、これらに反した場合、許可を取り消されても異存ありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。 工事については、裏面「農地改良工事」の範囲内で行います。 本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いたします。 農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、取水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任を持って対応いたします。

	議の程、よろしく申し上げます。
農政課	議案第4-1号「農業振興地域整備計画の変更について」につきまして、ご説明申し上げます。本案は、令和4年10月に受けました農用地区域からの除外の申出3件につきまして農業委員会の意見をいただくため、審議をお願いするものでございます。農用地区域からの除外は、今後長期間にわたって農業上の利用を図るべき地域として設定した「農用地区域」、通称「青地」から、農業以外の土地利用を図るため、対象となる土地を農用地区域から除外する手続きになります。審議後、その他関係機関からの問題点の指摘がなければ、4月に除外の手続きが終了となる予定です。農地転用の手続きは5月以降となる予定です。それでは、順次概要を申し上げます。
	事案番号1番は三田ヶ谷地区の案件になります。1番の案件につきましては、事業用地の敷地拡張でございます。事業拡大に対応するため、既存敷地内の駐車場用地等に倉庫を新設するにあたり、従業員等の駐車場が不足することから今回新たに確保しようとするものです。倉庫新設に伴い人員が現在社員・パートを合わせて43名のところ、70名まで人員を増加する予定となっていることから敷地拡張部分に駐車場を整備する計画となっております。事案番号2番は川俣地区の案件になります。2番の案件につきましては、分家住宅の用地を確保するものでございます。市外でアパート住まいをしている孫夫婦が祖父の所有する土地に分家住宅を建てるための手続きになります。代替地等を検討しましたが他に立地する場所がなく、今回の申出地に立地する計画となっております。事案番号3番は村君地区の案件になります。3番の案件につきましては、事業用地の敷地拡張でございます。事業拡大に伴い、現在ある倉庫の北側の敷地に倉庫を建てる計画となります。現在倉庫は満床になっており、外部倉庫に委託保管している状況です。そこで新たに倉庫を建築し、自社倉庫で保管・管理を行っていく計画としております。新設倉庫の延床面積としては約8,600㎡です。そのうち約4,300㎡を倉庫保管面積として計画されております。残りの部分につきましては通路や荷受けスペース、梱包・作業場等整備される計画です。以上が、農業振興地域からの除外の案件になります。今回農用地区域から除外する農用地面積は、11,118.30㎡です。また、本案につきましては「農業振興地域制度に関する羽生市運用方針」に規定する除外目的要件を満たしております。それでは、慎重なるご審議のほどよろしくお願いたします。
10番	事案番号1番について調査報告をいたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書

	<p>類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>弊社は、倉庫業を営んでおり、荷主数も30社を超え数年前より現在の倉庫は満床となっている。近年のコロナ過でECの需要も高まり、弊社でも既存荷主の保管数増床や新規問い合わせが増えた結果、事業拡大のため敷地拡張の運びとなった。申出地を選定した理由として、弊社の隣地であること、27年間この羽生市の地で倉庫を営み慣れ親しんでいること、増築に関して現所有者である周囲の住民の方々からの理解が得られていることが挙げられる。特に前回の駐車場増築申請の際に今回土地所有者であるの方々からの強い売却希望もあり今回の申請に至った。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2番	<p>事案番号2番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>私は加須市内のアパートに妻と子供の3人で生活しており、子供の成長とともに大変手狭で不便になってきたので、新築する計画を立てました。祖父に相談したところ、当該地を使用することの快諾を得ました。祖父宅や実家が近いので子育てのサポートを得られること。祖父・両親のサポートが必要になったときに協力しあえること等を考慮し、最適地を考えました。私たち夫婦はそれぞれ車を持ち、親戚や友人が来た時のために駐車スペースを3台分取りたいと思います。子供が遊ぶスペース・ガーデニングスペース・BBQスペース、洗濯物が多いため物干しスペースを取りたいと思います。以上のことを御高察のうえ、ご承認いただくと幸いです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5番	<p>事案番号3番について調査報告をいたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、除外事由について朗読いたします。</p> <p>当初計画時より、グループ製品保管だけでも5,000坪の敷地が必要で、最低16,500㎡以上の倉庫敷地を予定しており、前回約5,500㎡の敷地増を行い、倉庫敷地17,452㎡にて操業</p>

	<p>をしております。しかしながら、当初計画時と比べ、グループ外製品在庫量も増え、増築を行いました。依然として外部倉庫を手配し商品をストックしている状況です。外部倉庫利用となりますと、横持ち等の経費の発生や、外部での商品の積み降ろしが発生し作業効率も悪い状況です。完成時までの伸び率を踏まえ平均在庫35万ケースを見込み、隣接する北側土地に延べ床面積として新規8,332㎡が必要になります。また、当初より羽生市より紹介されました。この土地にて操業しており、過去からの伸び率を考え隣接地にて一体利用として倉庫を建設し、業績の向上及び作業の効率化が図れるため選定及び今回申請する経緯となります。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p>
1番	<p>3号について申請面積が大きいですが、面積の上限はないのか。</p>
農政課	<p>既存敷地の0.5倍までの面積で申請が可能です。3号では、既存面積が17,447㎡なので8,723㎡が申請面積の上限となります。</p>
9番	<p>3号について倉庫を建てるとのことだが、2階建の妥当性は。3階建以上であれば必要面積も少なくなり、青地の農地も守れるのでは。</p>
農政課	<p>高い建物では建設費も高くなり、トラックが上に行くこと等不便になることも考えられるのでそこまでの指導はできない。2階建が妥当であると考えられる。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第4-1号 農業振興地域整備計画の変更については、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第4-1号については、同意することに決定いたします。</p> <p>(議案第4-2号)</p> <p>続きまして、議案第4-2号 農業振興地域整備計画の変更(農用地区域への編入)についてを議題といたします。事務局である農政課より説明した後、各担当委員より調査結果の報告をいただき、慎重なるご審議の程、よろしく願います。</p>
農政課	<p>議案第4-2号の案件は、農用地区域への編入の案件になります。</p> <p>本案は、令和4年10月に受けました、農用地区域の編入の申出1件農業委員会の意見をいただくため、審議をお願いするものでございます。場所は となります。「農用地区域への編入」は、農業振興地域整備計画法第10条第3項の農用地区域の設定基準に合致する土地が新たに生じた場合については当該土地を</p>

	<p>農用地区域に編入するため、整備計画の変更を行う手続きになります。申出地周辺は、埼玉型ほ場整備事業を進めるにあたり、平成30年度に農用地区域へ編入を行いました。申出地につきましては当時宅地であることから農用地区域の編入から除かれました。しかし、土地所有者からはほ場整備事業の事業区域に含めてほしいとの要望もあり今回農用地区域へ編入する手続き行うものです。なお、現況は畑となっており、地目としても畑への地目変更登記を完了しております。農用地区域へ編入する面積は、65㎡です。以上が、農業振興地域への編入の案件になります。</p>
7番	<p>事案番号1番について調査報告をいたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地について、（詳細に説明）です。</p> <p>続きまして、編入事由について朗読いたします。</p> <p>本土地は、埼玉型ほ場整備事業に隣接しており、の事業立ち上げを検討する際、土地所有者から事業区域に含めてほしいとの要望がありました。しかし、当時は地目が宅地であったことから、やむを得ず、本土地を除いた事業予定区域について平成30年に農用地区域編入手続きを行いました。その後、ほ場整備区域に含めるべく手続きを進め、令和2年10月26日付で畑への地目変更登記が完了したため、農用地区域へ編入し、ほ場整備区域に入れようとするものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第4-2号 農業振興地域整備計画の変更については、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第4-2号については、同意することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住</p>

	宅敷1件でございました。
	報告事項2 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて でございますが、こちらは、計画に変更が生じたことにより、取下 げの申請が提出されております。
	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでござ いですが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合 意の解約となります。64件ございました。
	報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、 これは県許可のありました、12月分でございます。右側の備考欄 をご覧頂きたいと思いますが、4条が1件、5条が10件ございまし た。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 2月の定例農業委員会について
	② 農地相談会について
議 長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p>令和5年 1月 25日</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>	